

ID: 564

担当部署: 上下水道課

処分の概要	改築工事原因者への費用負担命令					
法 令 名 根 拠 条 項	下水道法 第19条					
法 令 番 号	昭和33年法律第79号					
【基準】						
法第19条の規定による。 (工事負担金) 第19条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となつたときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。						
備考						
設 定 年 月 日	令和 3 年 10 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			